

平成 30 年度税制改正 6 ―特例事業承継税制について―

雇用確保要件の緩和と事業継続要件

○雇用確保要件の緩和

特例事業承継税制の適用後、5 年間平均 80%の雇用を確保できなくても、認定経営革新等支援機関の意見が記載されている「雇用確保要件を満たせない理由を記載した書類」を提出すれば納税猶予は継続されます。又その理由が経営状況の悪化である場合又は正当なものと認められない場合でも、認定経営革新等支援機関から指導・助言を受けてその内容を記載すればよいこととされています（雇用要件の実質的撤廃）。

○事業継続要件（認定取消となるケース）

5 年間の事業継続期間中に以下に該当した場合は、認定取り消しとなります。

- ①所定の報告・届出を怠ったとき
- ②代表者でなくなったとき（不慮の事故が原因の場合を除く）
- ③常時雇用する従業員の数が 8 割を下回ったとき（特例事業承継税制の場合を除く）
- ④会社が倒産、解散したとき
- ⑤納税猶予適用対象株式を譲渡・贈与したとき
- ⑥特殊比率要件を満たさなくなったとき
- ⑦上場会社になったとき
- ⑧資産保有型会社又は資産運用型会社となったとき
- ⑨減資を行った場合（欠損填補目的及び全額を準備金とする場合を除く）
- ⑩組織変更の際に株式以外の財産の交付があったとき
- ⑪総収入金額が零になった場合

参照：「Q&A 特例事業承継税制」TKC 出版